

## 生産緑地地区の変更について

### 議第5号

藤沢都市計画生産緑地地区の変更(藤沢市決定)

## 生産緑地地区の制度について

1

生産緑地地区とは・・・

市街化区域内において、緑地機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、良好な市街地形成に資することを目的として指定(都市計画法第8条に規定する「地域地区」の一つ)

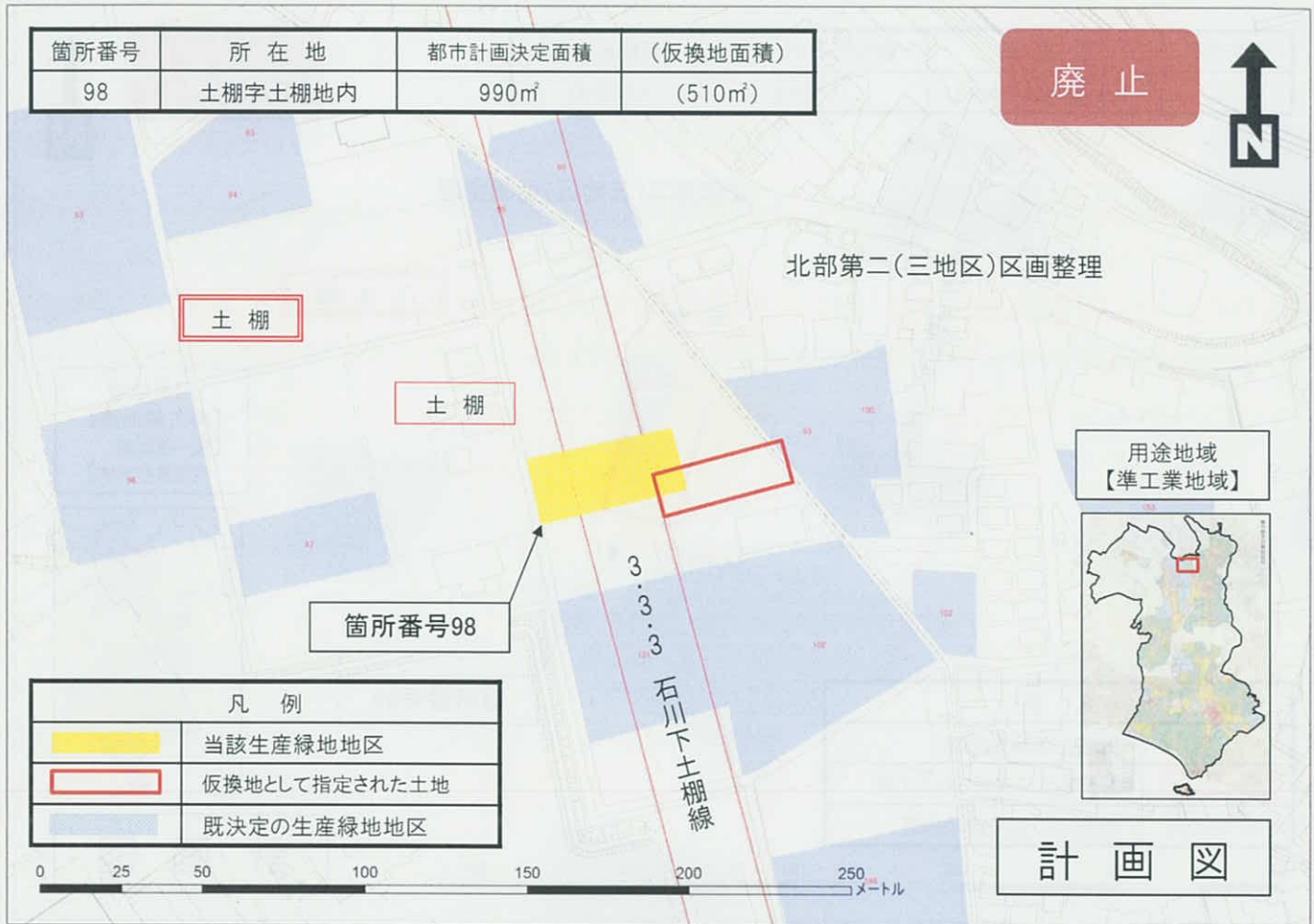
生産緑地地区に指定すると・・・

原則、建築物の建築、宅地の造成等が禁止(行為の制限)



農地以外の用途への転用は認められない  
ただし、固定資産税等の税制面で優遇

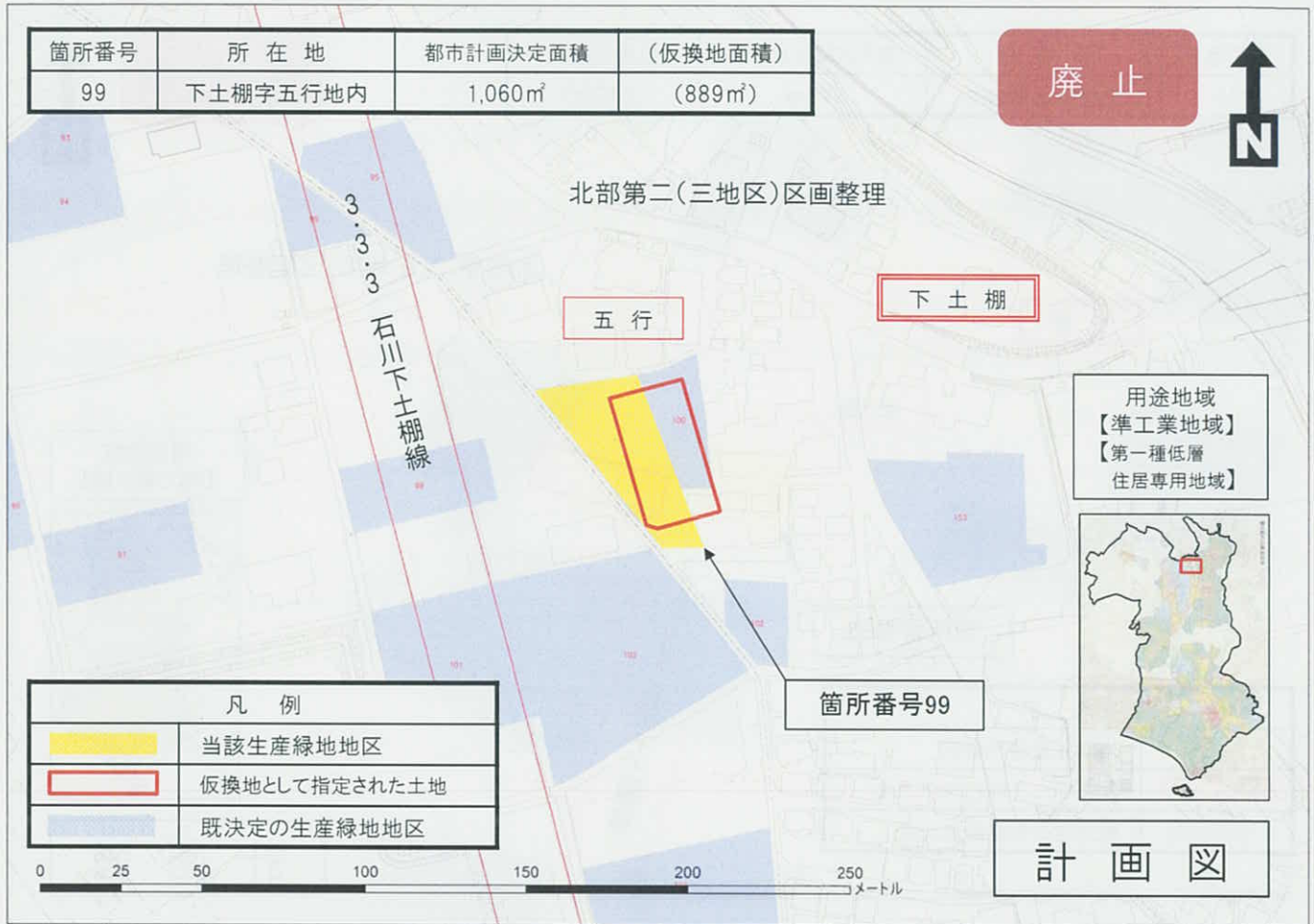




## 理 由 書

### 1 箇所番号98

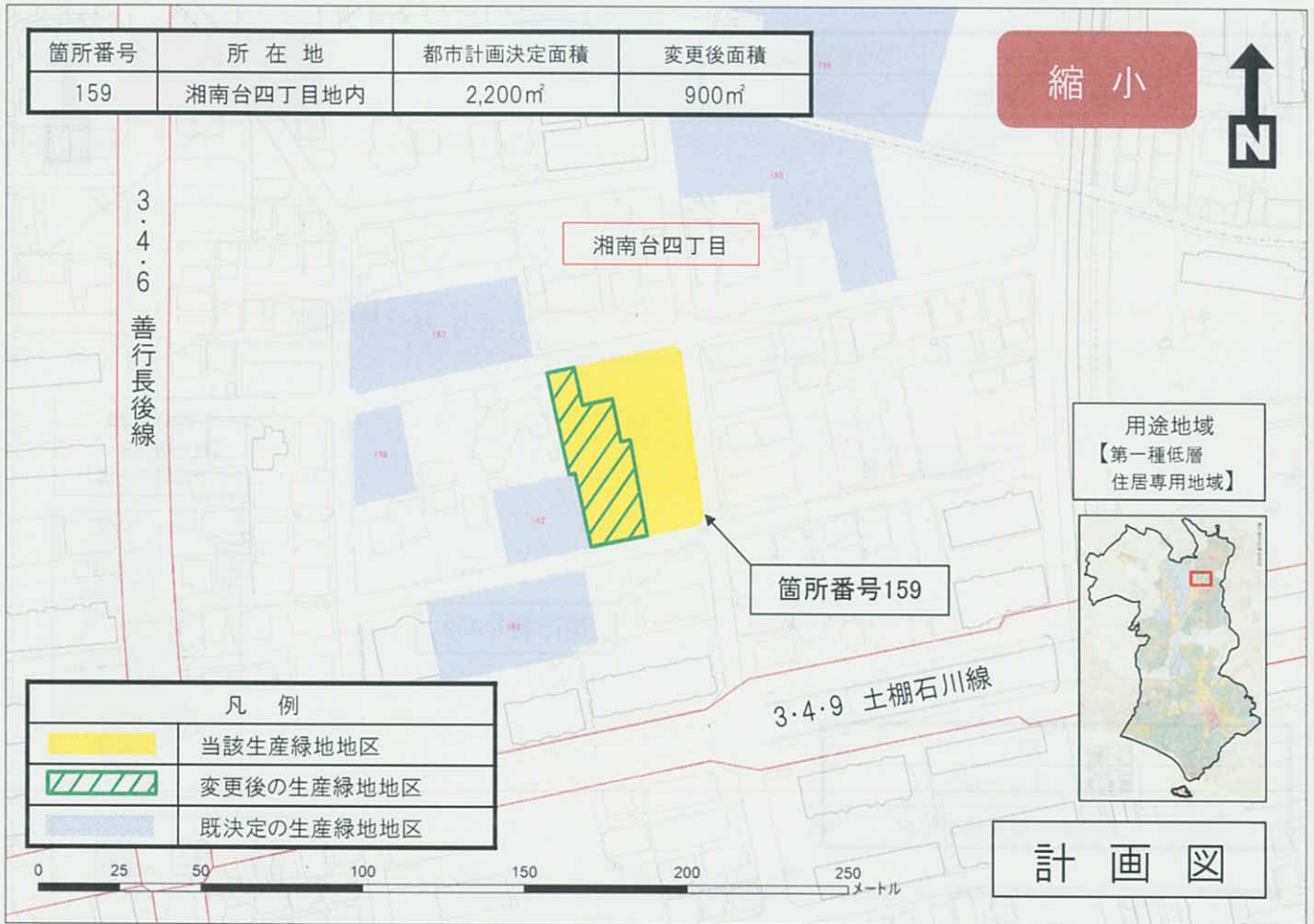
本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。



## 理 由 書

### 2 箇所番号99

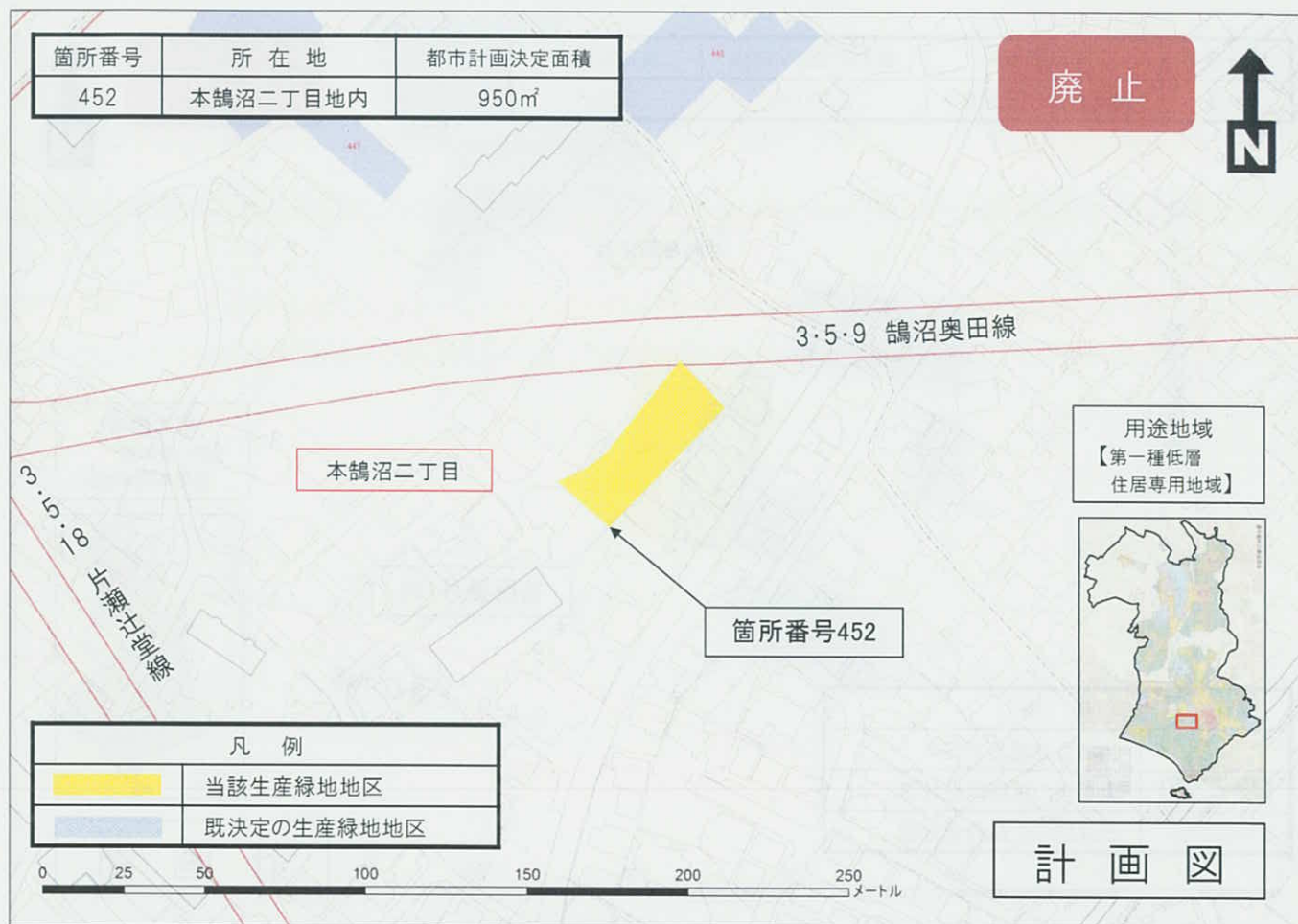
本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。



## 理 由 書

## 3 箇所番号159

本生産緑地地区は、地区の一部の土地について、しづやがはら保育園として、公共施設の用に供されたことから、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。



## 理 由 書

11

## 4 箇所番号452

本生産緑地地区は、農業の主たる従事者が死亡し、営農が困難となったため、土地所有者から買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。

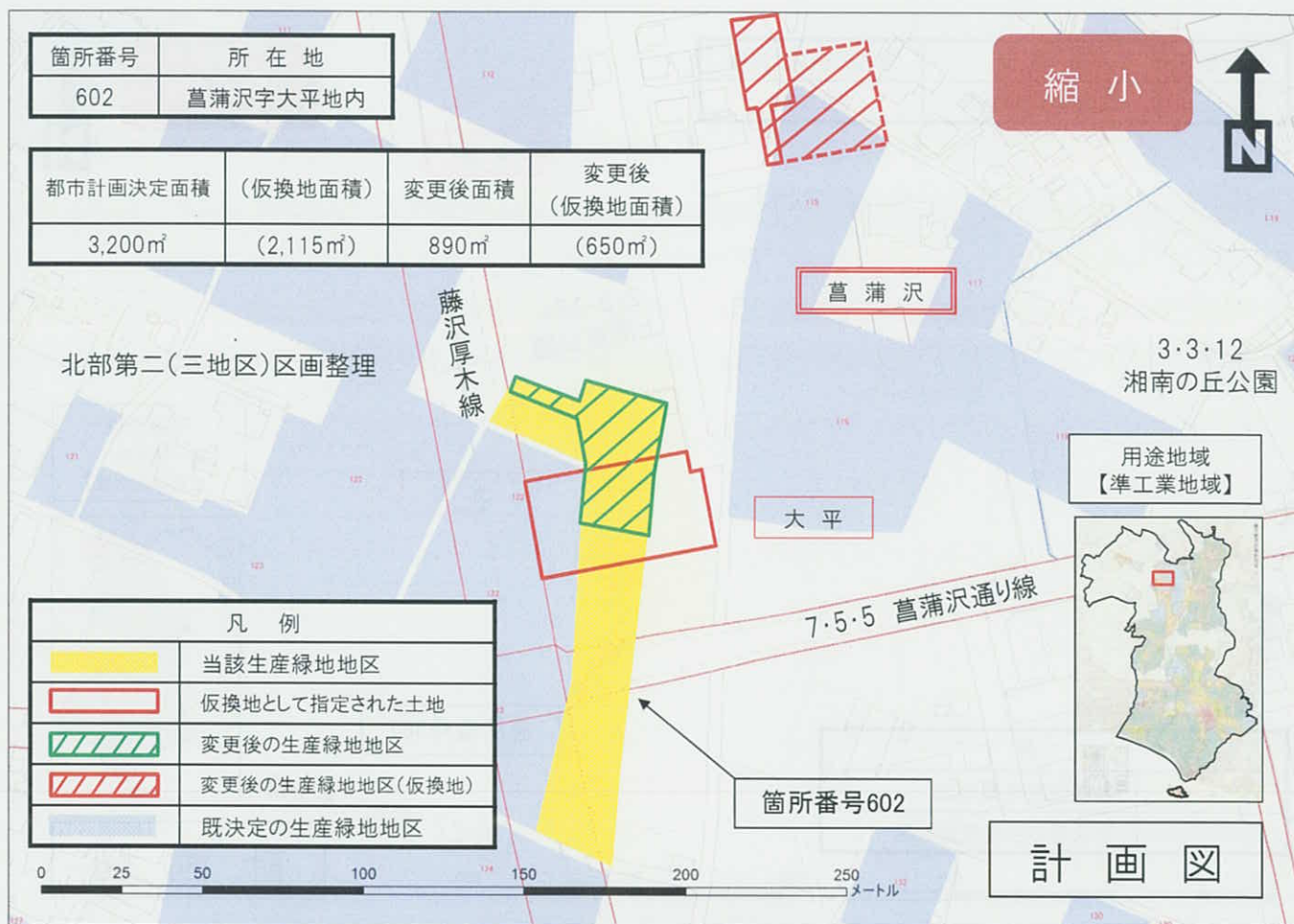


## 理 由 書

13

## 5 箇所番号567

本生産緑地地区は、都市計画公園2・2・164上高倉公園及び道路（狹隘道路の拡幅）として、公共施設の用に供されたことから、「廃止」の都市計画変更を行うものであります。



## 理由書

15

## 6 箇所番号602

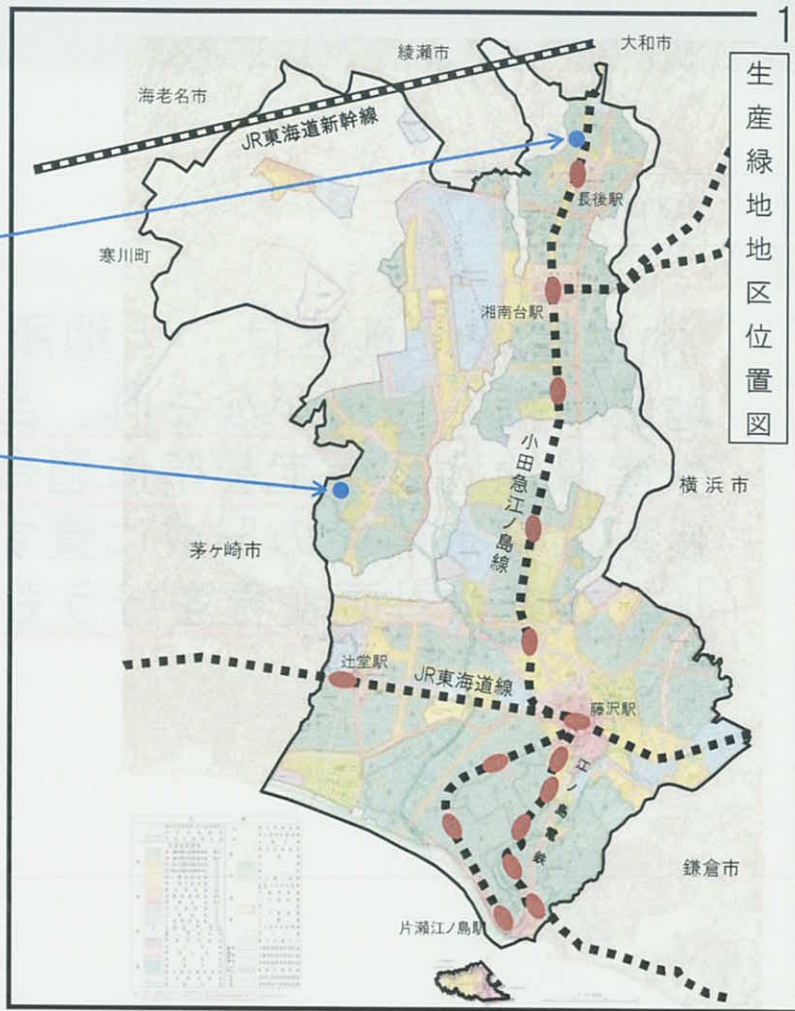
本生産緑地地区は、農業の従たる従事者（みなし従事者）が農業に従事することを不可能にさせる故障を有し、営農が困難となったため、土地所有者から地区の一部について買取り申出がなされたが、公共用地への転換及び他の農業従事者へのあっせんも適わず、行為制限が解除されたため、「縮小」の都市計画変更を行うものであります。



追加に係る生産緑地地区

箇所番号637  
長後字宿中分  
(追加)

箇所番号638  
大庭字小ヶ谷  
(追加)



生産緑地地区位置図

追加



箇所番号	所在地	都市計画決定面積
637	長後字宿中分地内	630㎡



凡例	
	追加する生産緑地地区
	既決定の生産緑地地区

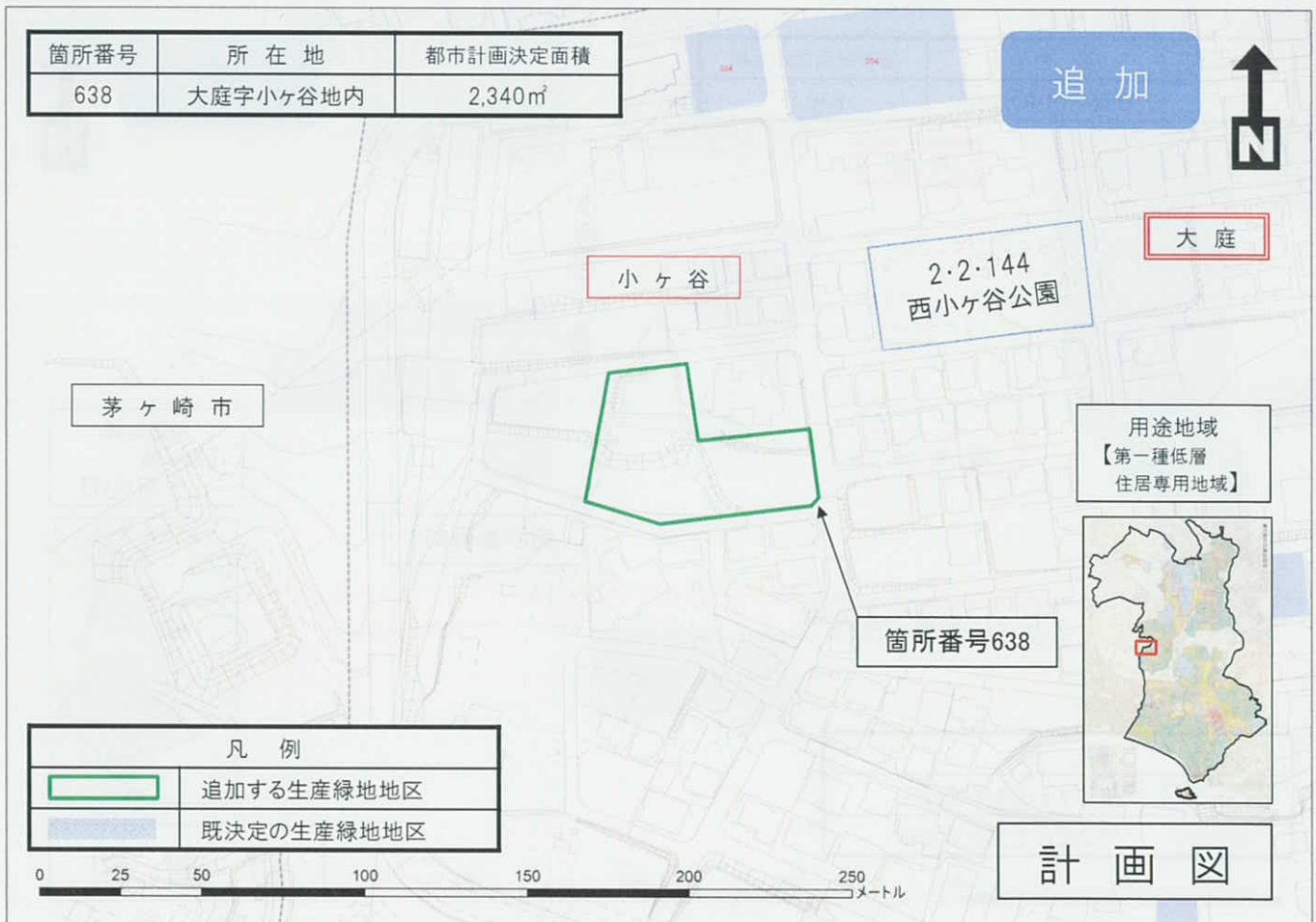
用途地域  
【第一種  
住居地域】



計画図

7 箇所番号637

本生産緑地地区は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地等が藤沢市生産緑地地区指定基準に適合することにより、良好な都市環境の形成に資することから、「追加」の都市計画変更を行うものであります。



## 8 箇所番号638

本生産緑地地区は、土地所有者から生産緑地地区の指定申出がなされ、当該農地等が藤沢市生産緑地地区指定基準に適合することにより、良好な都市環境の形成に資することから、「追加」の都市計画変更を行うものであります。

面 積	備 考
約100.2ha	<p>土棚字土棚地内において、箇所番号98の区域を廃止</p> <p>下土棚字五行地内において、箇所番号99の区域を廃止</p> <p>湘南台四丁目地内において、箇所番号159の区域を縮小</p> <p>本鵜沼二丁目地内において、箇所番号452の区域を廃止</p> <p>高倉字丸山地内において、箇所番号567の区域を廃止</p> <p>菖蒲沢字大平地内において、箇所番号602の区域を縮小</p> <p>長後字宿中分地内において、箇所番号637の区域を追加</p> <p>大庭字小ヶ谷地内において、箇所番号638の区域を追加</p>

新旧の別	面積	箇所数
新	約100.2ha	536
旧	約100.8ha	538
増減	▲約0.6ha	▲2

都市計画を定める土地の区域

追加する部分      なし

削除する部分      なし

変更する部分      藤沢市土棚字土棚、下土棚字五行、  
湘南台四丁目、本鵜沼二丁目、  
高倉字丸山、菖蒲沢字大平、  
長後字宿中分及び大庭字小ヶ谷地内

## 都市計画決定・変更年月日

1992年(平成4年)11月13日告示(市告第193号)  
指定面積 約99.1ha 指定箇所数543箇所

1993年(平成5年)12月24日告示(市告第185号)  
指定面積 約102.5ha 指定箇所数565箇所

・  
・  
・

2013年(平成25年)12月18日告示(市告第291号)  
指定面積 約100.8ha 指定箇所数538箇所

## これまでの主な手続き

8月29日 第147回藤沢市都市計画審議会 報告



9月11日から10月9日 神奈川県との法定協議



10月15日から10月29日 都市計画の案の縦覧  
意見書の提出なし

11月27日 第148回都市計画審議会・付議



12月中（予定） 告示